


裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和3年(受)第691号
決定日	令和3年8月25日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	草野耕一 菅野博之 三浦守 岡村和美
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所令和元年(ネ)第1735号(令和3年1月14日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人らの負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>令和3年8月25日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 西 佐都美 </p>	

当事者目録

申	立	人	郡山柳町商店街協同組合			
同	代	表	北	谷	光	徳
代	表	者	小	山		豊
申	立	人	緒	方	賢	史
上	記	両	山	本	伸	樹
記	二	名	富	宅		恵
訴	訟	代				ほ
理	人	弁				か
護	士					

これは正本である。

令和3年8月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官

西

佐都美

